

平成 年 月 日
税 務 署

酒類の適切な販売管理について

平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

近年、酒類販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請は一層高まっています。これらに適切に対応するためには、酒類販売管理者の果たす社会的役割が非常に重要となります。

平成29年6月より、次の事項が義務化されていますので、ご留意願います。

(1) 酒類販売管理研修（初回研修）の受講の義務化	酒類小売業者（小売を行う製造業者及び卸売業者を含みます。以下同じ。）は、酒類の小売販売場ごとに、 <u>酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません</u> （酒類販売管理者を選任しない場合や研修を受講していない者等を選任した場合は、「選任義務違反」となります。）。
(2) 3年ごとの酒類販売管理研修（定期研修）の受講の義務化	酒類小売業者は、酒類販売管理者に、 <u>前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません</u> （定期研修を受講させない場合には「 <u>勧告</u> 」、 <u>「勧告」に従わない場合には「命令」</u> の対象となる場合があります。）。
(3) 標識掲示の義務化	酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、 <u>公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示しなければなりません</u> 。

注1 平成29年6月1日以降は、酒類販売管理研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません。ただし、同年5月31日までに酒類販売管理者を選任し届け出ている場合は、初回研修は、平成29年8月31日までに、前回の受講から3年を経過している者の定期研修は、平成29年11月30日までに受講させる必要があります。

注2 酒類販売管理研修は、小売酒販組合などの国税庁長官又は国税局長が指定した団体が実施します。研修実施団体の指定状況及び酒類販売管理研修の実施予定については、国税庁のホームページで確認できます。

www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/kenshuyotei/O1.htm

【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。